

第10回教育委員会会議

1 日時 平成30年4月24日 火曜日 午後3時30分～午後4時25分

2 場所 大阪市役所地下1階第11共通会議室

3 出席者

山本 晋次	教育長
林 園美	教育長職務代理者
帯野久美子	委員
森末 尚孝	委員
平井 正朗	委員
内藤 和彦	教育次長
花田 公絵	旭区長兼区担当教育次長
大継 章嘉	教育監
金谷 一郎	顧問
多田 勝哉	総務部長
水口 裕輝	指導部長
吉田 康人	大正区長兼区担当教育次長
内山 泰博	大正区副区長
川阪 明	学事担当部長
忍 康彦	学事課長
盛岡 栄市	中学校教育担当課長
弘元 介	初等教育担当課長
柘原 康友	高等学校教育担当課長
井上 省三	教務部長
窪田 信也	教職員服務・監察担当課長
眞野 麻美	教職員服務・監察担当課長代理
松田 淳至	教職員人事担当課長

栗信雄一郎 教職員人事担当課長代理
山野 敏和 総務課長
川本 祥生 教育政策課長
橋本 洋祐 教育政策課長代理
ほか指導主事、担当係長、担当係員

4 次第

- (1) 山本教育長より開会を宣告
- (2) 山本教育長より会議録署名者に林委員を指名
- (3) 議題

議案第47号 大正区の就学制度の方針の変更について

議案第48号 平成31年度使用教科用図書の採択について

議案第49号 審査請求に対する裁決案について

議案第50号 学校以外の教育機関に関する規則の一部を改正する規則案

議案第51号 職員の人事について

なお、議案第50号及び議案第51号については会議規則第6条第1項第5号に該当することにより、採決の結果、委員全員異議なく非公開として審議することを決定した。

(4) 議事要旨

議案第47号「大正区の就学制度の方針の変更について」を上程。

吉田区長からの説明要旨は次のとおりである。

大正区の学校選択制について、平成31年度より小学校の選択区域を隣接区域選択制から自由選択制へ改正する。

現在、小学校は区内に10校あり、学校選択制制度運用開始の平成27年度入学者から平成30年度の入学者において、通学距離の問題、保護者の就業場所の問題など、さまざまな理由により学校選択制の活用が図られてきたが、少数ながら選択範囲の制限をかけていることにより、学校選択制の利用を諦めた保護者・児童が存在していた。子どもと親が決断したことは尊重し、選択の自由の拡大を図るとともに、学校選択制をシンプルにして保護者児童にわかりやすくすることが重要であると考えており、制度導入から4年が経過している

ことから、現状を踏まえ、制度のあり方を含め、選択範囲について検討を行った。

学校選択制で危惧される通学の安全面については、学校、地域による見守り活動や区職員による安全パトロールなどの体制を整備するとともに、保護者へ通学時の児童の安全確保についてはあくまでも保護者の責任となる旨をさまざまな機会を通じて発信し、保護者の意識にも浸透してきているものと考えており、通学区域の学校を選択を保護者の選択に委ね、選択機会の拡大を図ることも重要と考えている。区としても、保護者の責任等はあるが、通学区域内外を問わず児童が安心して通学できるように、学校、地域の見守り隊との連携をより一層強めていく。

今回の改正を検討するに当たり、学校関係者、PTA関係者、その他関係者へ現状を説明するとともに意見聴取を行った。保護者からは、通学時の安全確保について心配する声も依然として見られ、行政として安全確保に努めるべきとの意見があったが、おおむね選択範囲の拡大について肯定的な意見が多くあった。学校関係者からの意見では、選択範囲の拡大への懸念よりも、学校選択制の制度導入時でも議論された各校での対応そのものへの懸念が多く示された。また、大正区内教育活動に従事されている方々の意見では、制度変更に当たって関係者からの意見聴取を丁寧に行うこと、変更後の検証を行うことの重要性が示されている。

今後、区のホームページ、SNS、区広報紙8月号などの広報媒体により、広く区民に周知に努めるほか、8月末に送付予定の平成31年度入学者学校案内冊子で周知し、さらに、各校の学校説明会においても参加者に対して説明を行う予定である。

質疑の概要は次のとおりである。

【林委員】 今まで隣接区域選択制を実施してきて、利用している入学生が少しずつ増えているということですが、これは、まず制度自体を周知されたということですか。また、自由選択制に変えた場合に、さらにこれは進んでいくと推測していますか。

【吉田区長】 蓋をあけてみないとわかりませんが、平成27年度からの推移を見ますと、確実に校区外を選択する児童が増えていることから、平成31年度へ向けてもそれが拡大する可能性はあると思っています。ただ、校区外を選択することがよいことなのかというのは、また別の議論ですので、ここまでの推移を見る限りでは、区行政を中心としてこの制度についての周知徹底がなされた結果であると考えています。

【林委員】 利用されている生徒が多いということは、学校によって選ばれる学校と選

ばれない学校というのができてきていると思います。それに対しての教育委員会として対応が必要になってくると思いますが、何か対応をしていますか。

【吉田区長】 区民意識調査も頻繁にやっていますが、この制度を活用するかと尋ねたところ、必ず活用するという保護者が10%ほどいました。さらに、活用する可能性があるかということに関しては、3割ぐらいの児童の保護者が可能性は検討すると答えています。これは一般論として、学校に関する情報が適切に伝わっている限りは、学校の特色を判断して実際に校区外を選ぶ子どもの数の値としては適切に出ていると考えていますので、現時点でこれに対処していただく必要性はないと考えています。

【山本教育長】 初めに自由選択をとらずに隣接区域選択制をとった趣旨があれば、今回は自由選択制にしたことの整合性も含めてご説明いただけますか。

【吉田区長】 住吉区では導入時は隣接区域選択制ではなく、2キロメートルの制限条項を設けていましたが撤廃しました。大正区でもおそらく同じ趣旨だと思いますが、当時全く大阪市になかった制度を導入するに当たっては、やはり区民の理解が不可欠です。大正区でも、区民全体に対して自由選択制と隣接区域選択制とどちらがいいですかということシンプルにお伺いすると、隣接区域選択制のほうが良いと答える方のほうが多いというのが実態です。

しかしながら、今般、新しい区政をつかさどる立場で方針として考えていますことは、多数決ではなく、たとえ少数者でも個人個人の選択の自由権が保障される区制を目指そうと舵を切りましたので、区民の皆様方はさまざまなご意見をお持ちですが、やはり子どもと保護者が行きたい学校に行くという選択権、自由権を行使できる環境をしっかりと整備するということに主眼を置いて、区としての方針を決めた次第です。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第48号「平成31年度使用教科用図書の採択について」を上程。

水口指導部長からの説明要旨は次のとおりである。

中学校における採択について、今年度は平成31年度使用の中学校「特別の教科 道徳」の教科用図書の採択をする。また、新たに設置される水都国際中学校については、「特別の教科 道徳」を含む全教科の教科用図書の採択をする。

水都国際中学校の「特別の教科 道徳」を除く全教科の教科用図書については、平成28年度使用教科用図書の答申を踏まえるとともに、水都国際中学校の特色を取り入れた調査研

究を学校調査会において行う。平成31年度使用教科用図書における水都国際中学校の学校調査会は、教育委員会事務局内に設置する開設準備委員会の構成員から組織をして調査研究を行う。教育委員会においては、教科用図書選定委員会と並行して調査研究を進め、採択権者の権限と責任において公正かつ適正な採択を実施する。

中学校の採択の手順については、昨年度小学校で採択した際の改善点や考慮した点を十分に踏襲し、基本的には小学校の「特別の教科 道徳」について行った採択と同じ手順で行う。小学校における採択について、新しい学習指導要領の全面実施に伴い、来年度は全ての種目の教科書についての採択の年度となり、今年度採択が行われる小学校の教科書は、平成31年度、来年度1年間のみ使用となることや、平成29年度検定においては新たな教科用図書の申請がなく、今年度は基本的に前回の平成25年度の検定教科書から採択を行うことになることから、4年間の使用実績と平成26年度の調査研究の内容を踏まえ、現在使用している教科書を今年度も引き続き採択する。

高等学校の教科用図書の採択について、採択の手順は昨年度と同様であるが、今年度は水都国際高校を含めて21校で採択を行う。

質疑の概要は次のとおりである。

【森末委員】 教科用図書選定委員会は何人ぐらいで構成することになりますか。

【水口部長】 昨年度と同じぐらいで、20名弱の数になると思います。

【森末委員】 専門調査会が科目別で報告をして、学校調査会が各学校ごとに報告をするということですね。

【水口部長】 はい。

【森末委員】 各学校の調査員、調査会、これは校長先生と教員の方々は何人ぐらいですか。

【水口部長】 学校で決める話になりますが、校長先生が学校調査会の代表になり、その他、今回であれば「特別教科 道徳」なので、道徳教育推進教師を中心にして数名の教員とともに学校調査をします。各教科におきましては、教科の担当がいますので、教科で実施をする形になります。

【森末委員】 専門調査会の調査員の方は、各学校ではなくて、全体の中で選ばれた校長先生と教員の代表の委員と事務局の方のメンバーが組織するということですね。

【水口部長】 はい。

【森末委員】 専門調査会は何人くらいで組織するのですか。

【水口部長】 専門調査会は、道徳だけですので、校長が1名程度、教員が4名程度、それと事務局になると思います。

【森末委員】 時系列的には、まず各学校が報告をして、専門調査会が報告書を教科書選定委員会に上げて、その十数名の委員の方が答申を教育委員会に出すということですね。

【水口部長】 はい。

【森末委員】 もう1点確認ですが、咲くやこの花中学校と水都国際中学校は、全教科について、教育委員会が学校ごと、種目ごとに1種類の教科書を採択するということですね。水都国際中学校については、学校がまだできていないので、教育委員会事務局内に設置する開設準備委員会の構成員で調査会を組織するということですね。

【水口部長】 はい。

【森末委員】 後の流れは一緒に、最終的には教科用図書選定委員会が、咲くやこの花中学校と水都国際中学校の全科目の教科書について答申するということでもいいのですか。

【水口部長】 はい。

【森末委員】 結構です。ありがとうございます。

【帯野委員】 個別の質問になりますが、水都国際中学校では、この選定教科書を使って英語で授業するということになるのですか。

【多田部長】 水都国際中学校では英語はもちろん、数学や理科なども英語で授業を行います。当然検定教科書を用いて授業をします。採択された日本語の検定教科書が、授業のときには机上にある状態となります。英語版の教材は教員がその教科書をもとに作成するというようになります。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第49号「審査請求に対する裁決案について」を上程。

井上教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

平成27年度に行った教職員の懲戒処分に関わって、平成28年9月に大阪市情報公開条例に基づく公文書の情報公開請求があった。公開請求の対象となった文書は、当該の懲戒処分実施に係る大阪市人事監察委員会の平成27年度第2回教職員分限懲戒部会の議事録要旨及び当該の部会に関する職員の記録したメモを含む文書の2件であった。この公開請求を受け、事務局において文書の特定を行った結果、当該文書を作成または保有していなかつ

たことから不存在による非公開の決定を行ったが、請求者からこの決定を不服として、平成28年10月に行政不服審査法に基づく審査請求があった。この審査請求を受け、情報公開条例に基づき、大阪市情報公開審査会にて諮問を行ったところ、所定の手続を経て、平成30年3月に同情報公開審査会より不存在による非公開決定は妥当であるとの答申を受けた。

情報公開審査会の争点とされたのは公開請求の対象となった各文書、すなわち教職員分限懲戒部会の議事録及び当該部会に関する職員のメモの存否である。この点に関し、本市の当該文書、すなわちメモを含む文書をそもそも作成または取得しておらず、実際に存在しないと主張について、公開請求があった当時の会議録要旨作成に対する認識を事務局が誤っていたことを踏まえ、結果として妥当とせざるを得ないとの判断がなされた。

事務局が会議要旨作成に対する認識を誤っていたことに関しては、情報公開審査会の答申において付記として指摘をいただいた。本件審査請求における対象部会である人事監察委員会 教職員分限懲戒部会が、本市の公文書作成指針に基づく会議要旨を作成すべき会議に該当しないと誤った認識から、本来作成されるべきであった部会の議事録を作成していないことが市民の疑念を招き、結果として本件審査請求に至った点について情報公開審査会より厳しく指摘されている。なお、対象部会が会議要旨を作成すべき審議会等に該当しないと事務局の認識誤りを改め、平成29年2月以降に開催された部会においては、本市の公文書作成指針及び大阪市人事監察委員会議事運営要綱に基づき、主な発言内容を記載した議事録を作成している。

裁決の内容は、情報公開審査会の答申を受け「第1、主文」のとおり、本件審査請求を棄却するとの裁決を行う。

質疑の概要は次のとおりである。

【森末委員】 作成指針によれば議事録を作成すべきであった、との指摘がされていますが、議事録を作成すべき会議というのはどういう会議ですか。

【窪田課長】 指針においては、課長級以上の職員を主たる構成員とする会議等で、市としての意思決定に関する会議等や、複数の所属にまたがって開催される会議、市外部の者が参画する会議とされています。情報公開審査会からは、この会議に当てはまるのではないかという指摘を受けています。

【森末委員】 今後は議事録を作成するよう改めたということですね。わかりました。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第50号「学校以外の教育機関に関する規則の一部を改正する規則案」及び議案第51号「職員の人事について」を一括して上程。

井上教務部長及び多田総務部長からの説明要旨は次のとおりである。

【多田部長】 新たに教育センターに参事を設置することに伴い関係規則を改正する。施行期日は平成30年5月1日とする。

【井上部長】 教務部付をしていた住之江中学校長、樋口尚久を市教育センター参事に充てる。平成30年5月1日付で人事異動を発令する。

質疑の概要は次のとおりである。

【帯野委員】 学力向上推進モデル校での実践的指導を一層推進するということですが、参事を置くことで、何が違ってくるのですか。

【山野課長】 参事を置いて、実際に各モデル校に対して直接指導を巡回してまいります。個別の計画や実施について、参事を設けることによって調整やマネジメントを進めやすくします。

【帯野委員】 参事の権限と職務責任はどうなるのですか。

【山野課長】 首席指導主事と連携して行いますので、基本的な権限は首席指導主事が持ちますが、参事の役割として、各学校への巡回指導における調整をしやすいようにします。

【水口部長】 今年度から実施している学力向上推進モデル事業について、小学校の国語で24校、算数で24校、中学校の国語で16校、算数で16校、延べ80校に対してスタンダードモデルをつくって指導していこうと最初は考えていましたが、実際に学校を回っていく中で、状況によって学校に合った形で実施していくこととなり、小学校、中学校をまとめる要員が必要であるという認識が出てきたという経過があります。課長級のポストがあれば、そのチーム自体が円滑に進んでいくのではないかと考えています。

【帯野委員】 それは課長級でなければなし得ないため、新設するという事によろしいですか。

【山本教育長】 指導主事を置くよりも、課長級の職を置けば、どこへ行ってもオールマイティーで今言ったような作業ができるというのは事実だと思います。

【林委員】 学力向上推進モデル事業の仕事に充てるというのは、非常にうれしいです。ある程度のポストの方がきちんと取りまとめる方が効果はあると思いますので、今後もそ

ういうきちんとした組織づくりでプロジェクトを進めていただきたいと思います。

【帯野委員】 皆さんの話を聞いて流れは理解しました。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

(5) 山本教育長より閉会を宣告